

利用者登録に関する注意事項について

1 ふれあいネットの利用停止要件

次のいずれかに該当したときは、ふれあいネットのサービスを利用できなくなる場合があります。

- (1) 関係条例、規則等に違反した利用又はそのおそれがあるとき
- (2) 使用料等の支払いがなかったとき
- (3) 利用者登録の申請内容に虚偽の申告があったとき
- (4) 利用者登録の申請内容に変更があり、当該内容の変更届がされないまま利用したとき
- (5) 有効期限日までに更新手続を行わなかったとき
- (6) このほか、ふれあいネットの利用又は施設利用に不正があったとき

2 登録資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、ふれあいネットの登録資格がなくなります。この場合は、利用者カードを速やかに廃棄又は川崎市へ返還していただきます。

- (1) 「1 ふれあいネットの利用停止要件」の(1)から(4)及び(6)のいずれかに該当し、それが是正されないとき
- (2) 有効期限日の6ヶ月後の末日までに更新手続が行われないうとき
- (3) 利用者が廃止の届け出を行い、川崎市がこれを認めたとき
- (4) 利用者が登録資格を喪失したと認められるとき
- (5) このほか、利用者として不適格と認められるとき

ふれあいネット運用センター

電話：044-741-3345